

市内認可保育所における運営委託費の不正受給について

一般社団法人 KID-G（以下、「法人」という。）が運営する市内認可保育所において、令和元年度から令和 6 年度までの期間の運営委託費に関する調査の結果、勤務実態のない職員を含めた運営委託費の請求等が判明し、6 年間で 25,963,385 円の不正受給が確認されました。

今後、法人に対して不正受給額及び遅延損害金の支払を求めるとともに、運営体制の見直しや、事務処理に関する行政指導を行ってまいります。

1 事業所概要等

法 人 名：一般社団法人 ^{き っ ど じー} K I D - G

所 在 地：横浜市鶴見区岸谷 1 丁目 2 4 番地 1 1

代 表 者：代表理事 ^{お ば た た か し} 小 畑 貴 嗣

対象施設：認可保育所 ^{す べー す き っ ど ほ い く え ん} SPACE KID 保育園（所在地：川崎市幸区下平間 2 5 9 - 1）

横浜市で認可保育所 2 園、小規模保育事業 3 園、企業主導型保育事業 2 園などを運営

2 調査等の経緯

令和 6 年 1 0 月 横浜市こども青少年局が、法人が運営する認可保育所等に対して「横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金」に関する調査を行ったところ、当該補助金や運営委託費について不正受給の可能性が発覚したため、さらに調査を進める旨の情報提供を受ける。また、横浜市からの依頼により、法人が本市で運営している認可保育所にかかる雇用状況報告書を提供。横浜市の調査により、法人から横浜市に提出された雇用状況表や、法人から企業主導型保育事業を所管する（公財）児童育成協会に提出された職員表において、本市の認可保育所に在籍している職員のうち、横浜市の認可保育所等、企業主導型保育事業にも重複して申請されている職員が 8 名いることを確認

令和 6 年 1 1 月 本市、横浜市及び（公財）児童育成協会の三者で、法人の運営する各認可保育所等及び法人事務所に立入調査を実施

立入調査後も、三者で、法人へのヒアリング結果や法人から提出を受けた資料の確認状況等を共有する等、連携をはかりながら調査を継続

令和 7 年 7 月 横浜市から、法人ヒアリングの中で、法人が運営委託費の加算を取得するため重複申請していたことを認めた旨の情報提供があり、その後、本市が行った法人へのヒアリングにおいても、運営委託費を増額して得るために勤務実態のない職員を雇用状況報告書に載せていたことを認める。

令和 7 年 8 月 本市が行った調査の結果を法人に提示。法人から、当該調査結果に基づき修正した雇用状況報告書が提出される。

8 月 2 9 日に本市が実施した定期監査においても、本市への運営委託費等の請求にあたり、職員の雇用状況を、実態と異なる配置状況に基づいて報告していること等を確認

令和 7 年 9 月 法人から提出された雇用状況報告書及び定期監査の結果に基づき、令和元年度から令和 6 年度までの返還金額を確定

3 不正内容

令和元年度から令和4年度までの期間において、運営委託費を増額して受け取ることを目的に、勤務実態のない複数の法人職員を、勤務実態があるように関係書類を偽造して本市へ報告し請求を行う等、組織的に不正受給を行っていた事実を確認しました。また、令和元年度から令和6年度まで、法人本部に異動となった職員を雇用状況報告書から削除していないこと、産前産後休暇や育児休業の開始時期等、職員の勤務実態を運営委託費の請求に適正に反映していないこと、土曜日を閉所した場合に減算の申請が必要になるにもかかわらず適正に行っていなかった等の事実が判明いたしました。（詳細は別表を参照ください。）

4 今後の対応

- ・本市から法人に対し、不正受給額について返還請求を行います。加えて、民法第704条（悪意の受益者の返還義務）に基づく遅延損害金（金額は未確定）を請求いたします。なお、法人からは既に返還の申出を受けております。
- ・また、法人に対しては、再発防止に向けて、運営体制に関する見直しや事務処理についての行政指導を実施するとともに、指導後においても、運営体制や事務処理の状況等を定期的・重点的に確認してまいります。
- ・当該事案については警察への相談を行っており、告訴を検討してまいります。
- ・再発防止のため、市内の他の認可保育所等や運営法人に対しては、高額な返還事例が出たことに関する注意喚起等を行うとともに、指導監査等により適正な運営を確保してまいります。

問合せ先

（運営委託費に関すること） 川崎市こども未来局保育・幼児教育部保育第1課 岡田

電話044-200-2686

（定期監査に関すること） 川崎市こども未来局総務部監査担当 飯沢

電話044-200-3786

【別表】

運営委託費	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
	130,390,196 円	138,802,565 円	140,331,787 円	142,163,592 円	144,104,646 円	148,274,798 円	844,067,584 円

	返還対象の加算項目	年度別内訳						項目別返還額
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1	栄養管理加算	0 円	363,030 円	30,000 円	30,000 円	0 円	0 円	423,030 円
2	土曜閉所減算	0 円	221,920 円	1,025,050 円	801,800 円	1,021,720 円	1,912,450 円	4,982,940 円
3	休憩休息保育士雇用費	2,987,550 円	1,991,700 円	331,950 円	455,800 円	0 円	1,407,000 円	7,174,000 円
4	休憩休息保育士雇用費(賞与)	1,477,177 円	1,991,700 円	984,785 円	507,077 円	0 円	527,625 円	5,488,364 円
5	年休代替保育士雇用費	0 円	885,200 円	1,106,500 円	2,279,000 円	455,800 円	0 円	4,726,500 円
6	年休代替保育士雇用費(賞与)	0 円	497,925 円	492,392 円	1,014,154 円	0 円	-527,625 円	1,476,846 円
7	看護師雇用補助費	0 円	156,600 円	261,000 円	0 円	52,200 円	0 円	469,800 円
8	看護師雇用補助費(賞与)	0 円	0 円	116,145 円	0 円	116,145 円	0 円	232,290 円
9	市調理員雇用費	568,200 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	568,200 円
10	市調理員雇用費(賞与)	421,415 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	421,415 円
年度別返還額合計		5,454,342 円	6,108,075 円	4,347,822 円	5,087,831 円	1,645,865 円	3,319,450 円	25,963,385 円

加算項目	加算項目の説明	不正の内容
栄養管理加算	栄養士を活用して給食を実施している施設に対し、その雇用費として加算するもの。	勤務実態のない、または勤務実態より過大な労働時間を雇用状況報告書に載せていた。
土曜閉所減算	土曜日に施設を閉所する場合に、その日数に応じて減額するもの。	減算の申請が必要になるにもかかわらず適正に行っていなかった。
休憩休息保育士雇用費(賞与分も含む)	各施設に必要な条例上の保育士4人につき1人の常勤保育士の加配に要する経費を加算するもの。	勤務実態のない、または勤務実態より過大な労働時間を雇用状況報告書に載せていた。 なお、賞与分については、上記に加え本市が定める賞与対象とは認められないものを雇用状況報告書に載せていた。
年休代替保育士雇用費(賞与分も含む)	各施設に必要な条例上の保育士その他公定価格上の基準保育士と休憩休息保育士を配置した上で、1施設につき1人の常勤保育士の加配に要する経費を加算するもの。	
看護師雇用補助費(賞与分も含む)	1施設につき1人の常勤看護師の配置に上乗せして要する経費を加算するもの。	
市調理員雇用費(賞与分も含む)	公定価格上の基準常勤調理員数に加えて、市が定める定員数に応じた常勤調理員の加配に要する経費を加算するもの。	